

刺繍西国三十三観音札所観音菩薩画像 33 幅 附 2 幅(宝泉寺)

刺繍西国三十三観音札所観音菩薩画像

ししゅうさいごくさんじゅうさんかんのんふだしよかんのんぼさつがぞう

指定有形文化財

美術工芸品[絵画]

所有者

宗教法人 宝泉寺(ほうせんじ)

所在地

大阪府中央区龍造寺町

紹介

各 縦 55.5cm × 幅 27.5cm



宝泉寺は『大阪府全志』によれば、「覚の坊」と号する四天王寺の支院のひとつで、もとは引声堂の南にあったが、豊臣時代に現在の寺地に移転したという。

刺繍により西国三十三観音札所の観音菩薩をあらわした画像としては、延宝 6 年(1678)の岐阜県華厳寺の五幅本が知られているが、この宝泉寺本は三十三観音を独立した掛軸としたものである。大和屋をはじめとする市中の有力な商家が結縁・寄進し、安政 4 年(1857)に表具の修復を行ったことを記す裏書が各幅に残る。三段になった木箱に納められ、箱は記録から文化 11 年(1814)の修補とわかる。画像の制作年代はそれ以前だが、堅実かつ丁寧に各尊を描き分けており、江戸時代前期にさかのぼると考えられる。

毎年 11 月 15 日に行われるお十夜の際には各幅が本堂に掛けられ、絹の袋に入れた三十三札所の砂を踏みながら数珠を手繰る念仏会が行われる。